

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成28年11月18日（金）午後11時20分頃、周南市大字櫛ヶ浜西本町の市道櫛ヶ浜中央線において、消防団員の運転する消防団車両が、方向転換のため後退した際に、路肩に駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両が破損した物
損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥92,322-

2 専決処分の年月日

平成29年1月24日

(参考)

事故状況図

